

平成20年11月27日(木)

国土交通省2階特別会議室

10:00~12:00

第18回 国土交通省政策評価会

議 事 次 第

1 挨拶

2 議題

- (1) 平成20年度政策レビューの取組状況について
- (2) 平成21年度予算概算要求等に関する評価書について
- (3) 平成20年度の政策評価の重要対象分野の選定等について
- (4) その他

第18回 国土交通省政策評価会

資料一覧

- 資料1-1 小笠原諸島振興開発のあり方
- 資料1-2 総合評価方式
- 資料1-3 まちづくりに関する総合的な支援措置
- 資料1-4 次世代航空保安システムの構築
- 資料2 平成21年度予算概算要求等に関する評価書
- 資料3 平成20年度の政策評価の重要対象分野の選定等について

政策評価会委員名簿

石田 東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
上山 信一	慶応義塾大学総合政策学部教授
座長 金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授
工藤 裕子	中央大学法学部教授
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
松田 美幸	学校法人 麻生塾 法人本部 ディレクター
森田 祐司	監査法人トーマツ パートナー (公認会計士)
山本 清	国立大学財務・経営センター研究部教授

小笠原諸島振興開発のあり方

政策の効果等

【小笠原諸島の沿革】

- ・小笠原諸島は、本土から約1,000kmという遠く隔絶した外海に位置し、亜熱帯性の海洋性気候であり、台風の常襲地帯である。
- ・太平洋戦争中には、7,000名弱の島民が強制疎開させられ、その後の米国統治時代は、多くの島民が23年間帰島できなかった歴史がある。
- ・昭和43年の本土復帰後は、上記をはじめとした地理的、自然的、社会的、歴史的特殊事情による不利性及び課題を克服するために、5年ごとに改正・延長されてきた小笠原諸島振興開発特別措置法の下、諸施策を展開してきたところ。

【目的】

小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もって小笠原諸島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資すること。

【評価の視点及び手法】

- ①平成16年度以降、国の支援に基づき実施された国の(補助)事業は、確実に実施されたか。
- ②これらの国の事業は、過去の事業や東京都が独自に実施する事業等と相まってどのような成果をもたらしたか。
- ③今後の小笠原諸島の振興開発における課題は何かの3点を評価の視点とし、①小笠原諸島振興開発事業の実施状況等の把握、課題分析、②小笠原諸島の現状について客観的データを踏まえての現状分析、③現地でのヒアリング等、現地調査による現状分析等、④東京都、小笠原村関係者の振興開発計画の成果と課題についてのヒアリング調査、これまでの各種調査で行ったヒアリング、アンケート調査の結果分析の4点を評価手法とする。

高速交通・通信アクセスの整備

●着実に進められた道路整備

平成17年における道路整備状況(平成17年4月1日現在)

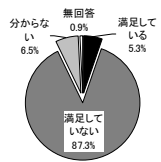
項目	小笠原諸島		全国(離島)			
	一般都道県道	一般市町村道	一般国道	主要地方道	一般都道県道	一般市町村道
実延長(km)	35.3	14.7	486	1479.1	1859.8	17415.6
規格改良済延長割合	98.6%	98.0%	96.3%	84.6%	78.8%	45.5%
未改良延長割合	1.4%	2.0%	3.7%	15.4%	21.2%	54.5%
舗装済延長割合	100.0%	99.3%	99.6%	97.5%	96.4%	68.1%
未舗装延長割合	0.0%	0.7%	0.4%	2.5%	3.6%	31.9%

●まだまだ遠い本土

船名	就航年	所要時間	便数
椿丸	S47~S48	44時間	週1便
父島丸	S48~S54	38時間	おおむね週1便
おがさわら丸	S54~H9	29時間	6日に1便
新おがさわら丸	H9~	25時間半	おおむね6日に1便

●ブロードバンド化等 高度情報化への強い期待

インターネット接続満足度 N=449



総合的な防災対策

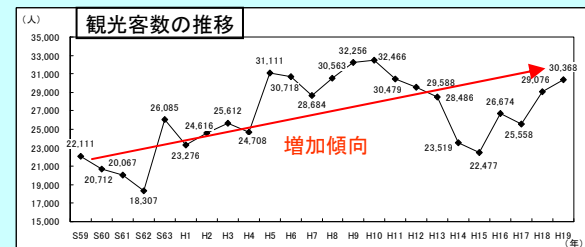
- 大きな被害が想定される
東南海・南海地震による津波への対策が急務

津波予想図

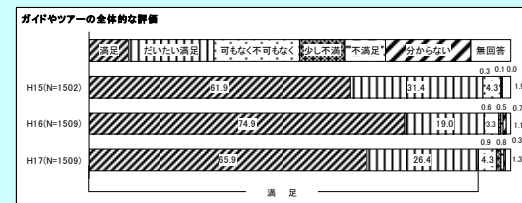


自然環境の保全と観光開発

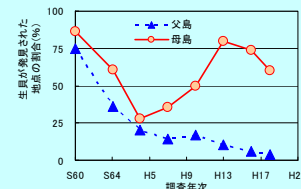
●地域資源を生かした更なる観光振興に期待



●エコツーリズムへ高い評価



●病虫害アフリカ マイマイの駆除が進展



●村民ボランティアによる移入種除去の推進

	H16	H17	H18	H19
参加人数(人)	38	58	77	75
除去量(kg)	230	495	450	1,100

振興開発事業により、島内の社会基盤の整備は着実に進展しているが、継続的課題、経年的課題や新たな課題などが存在する。それぞれの課題はいずれをとっても小笠原村や東京都が単独で取り組める課題ではなく、国も含めた関係機関の連携・協力の下、総合的な対策を講じていく必要がある。その中でも特に解決を目指すべき課題を以下に挙げる

●本土との交通・通信アクセスの向上

航路しかアクセス手段のない小笠原諸島では、所要時間は短縮されてきているとはいえ、本土との高速交通アクセス手段の確保は喫緊の課題。

また、情報通信は、その接続環境に満足している世帯は5%にとどまっていることから、高度情報化のニーズが高い。さらに、地上波デジタル放送については、現行施設では視聴できなくなることから、対策が必要となっている。

●防災対策

小笠原諸島は、台風の常襲地帯であり、砂防・地すべり対策は今後とも必要である。また、東南海・南海地震では、大規模な津波被害等が想定されるため、必要な施策を講じる必要がある。

●自然環境の保全と観光開発

固有種・希少種の保全については、保全対策や系統保存に取り組んでいるが、近年、外来種が絶滅危惧種を駆逐する勢いで繁殖していることが判明するなど、世界自然遺産登録に向けた新たな課題も見られる。

また、特有の自然環境を活かしたツーリズム産業を振興することにより、多くの観光客が島を訪れることから、外来種の侵入阻止や踏圧による裸土化・土壌浸食等の発生防止など、自然環境・自然景観の保全を適切に図ることも課題。

航空路の開設に関し、まず東京都と小笠原村が地域レベルで十分に検討しつつ、関係者間の円滑な合意形成を図る。これを踏まえて、事業化に関する諸課題について検討していく。この際、小笠原諸島が本土から約1,000km離れた外海に位置する等の特殊事情も考慮する必要がある。

また、地上波デジタル放送への対応や、地理的制約を克服する上で必要な高度情報化については、検討途上であり、引き続き取り組みが必要がある。

施設の整備・移転のみならず、避難救援体制の充実といった総合的な防災対策が必要である。また、砂防・地すべり対策は継続的な取り組みが必要である。

小笠原特有の固有種・希少種の保全については、自生地における保全対策のほか、系統保存の取組を今後も進めるとともに、世界自然遺産登録に向け、外来生物(移入種)対策を一層推進していく必要がある。

また、環境保全に対する来島者への啓発活動を推進し、景観の保護と植生回復を図る。

総合評価方式の総点検

～価格及び品質が総合的に優れた工事の契約の実現にむけて～

2008年11月27日
大臣官房技術調査課

1. 総合評価方式に係る評価の枠組み

評価の目的

- 平成17年4月に『公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、品確法)』が施行。
- 飛躍的に総合評価方式の適用件数が拡大(国交省直轄工事では平成19年度99%以上(金額ベース)実施)。

本質的な課題設定がなされているか、過度な技術提案が行われているのではないかと恣意的な評価を行っているのではないかと、受発注者への負担が大きいのではないかと等の課題も指摘

- 今後の総合評価方式のより効率的・効果的な運用に向け検討を行う必要がある。

評価の視点

総合評価方式を導入することにより、工事目的物の品質向上にどのような効果があるかを検証する。その上で、総合評価の実施にあたって各段階で課題とされている下記事項について、個別に評価する。

(発注準備段階)

- ・総合評価方式のタイプ選定が適切になされているか
- ・技術提案の課題設定、配点が適切に設定されているか

(評価時)

- ・公平性、透明性を確保しつつ、技術提案の評価が適切に行えているかどうか

(契約後)

- ・技術評価の内容をどのように公開すべきか

(全体)

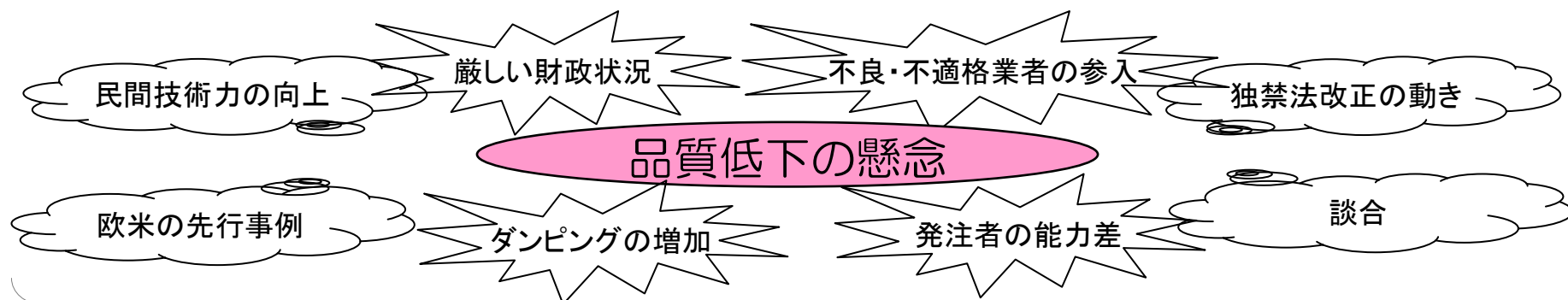
- ・手続きに要する時間や負担を軽減できないか

第三者の知見の活用

※ 既存委員会(公共工事における総合評価方式活用検討委員会)を活用

東京大学大学院工学研究科教授	小澤一雅(委員長)	(社)日本土木工業協会	村田曄昭
東洋大学法学部企業法学科教授	大森文彦	(社)全国建設業協会理事	本間達郎
足利工業大学工学部都市環境工学科教授	小林康昭	(社)全国建設業協会理事	谷村隆三
高知工科大学客員教授	福田昌史	東京都建設局総務部技術管理課長	新谷景一
高知工科大学フロンティア工学教室教授	渡邊法美	川越市建設部長	中里茂郎

2. 背景 ～公共工事の品質確保の促進に関する法律の制定～



『公共工事の品質確保の促進に関する法律』(H17.3.31成立)

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務の明確化

公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記
(第3条第2項)

2. 『価格のみ競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

- ・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査(第11条)
- ・**技術提案を求める入札(第12条)**
- ・技術提案についての改善が可能(第13条)
- ・技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成(第14条)

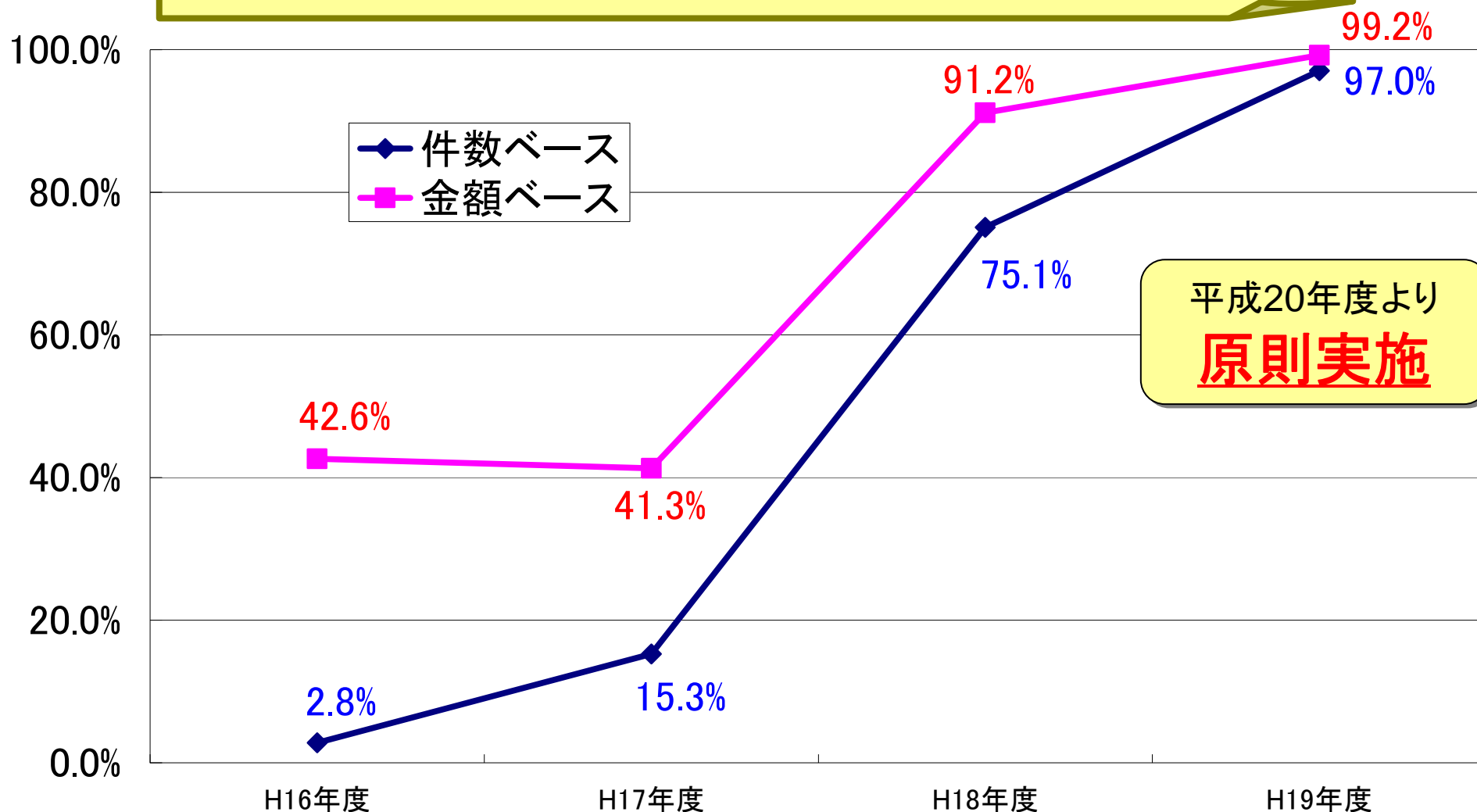
3. 発注者をサポートする仕組みの明確化

外部支援の活用による発注者支援(第15条)

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる(第9条)

2. 背景 ～国土交通省直轄工事での総合評価方式の実施状況～

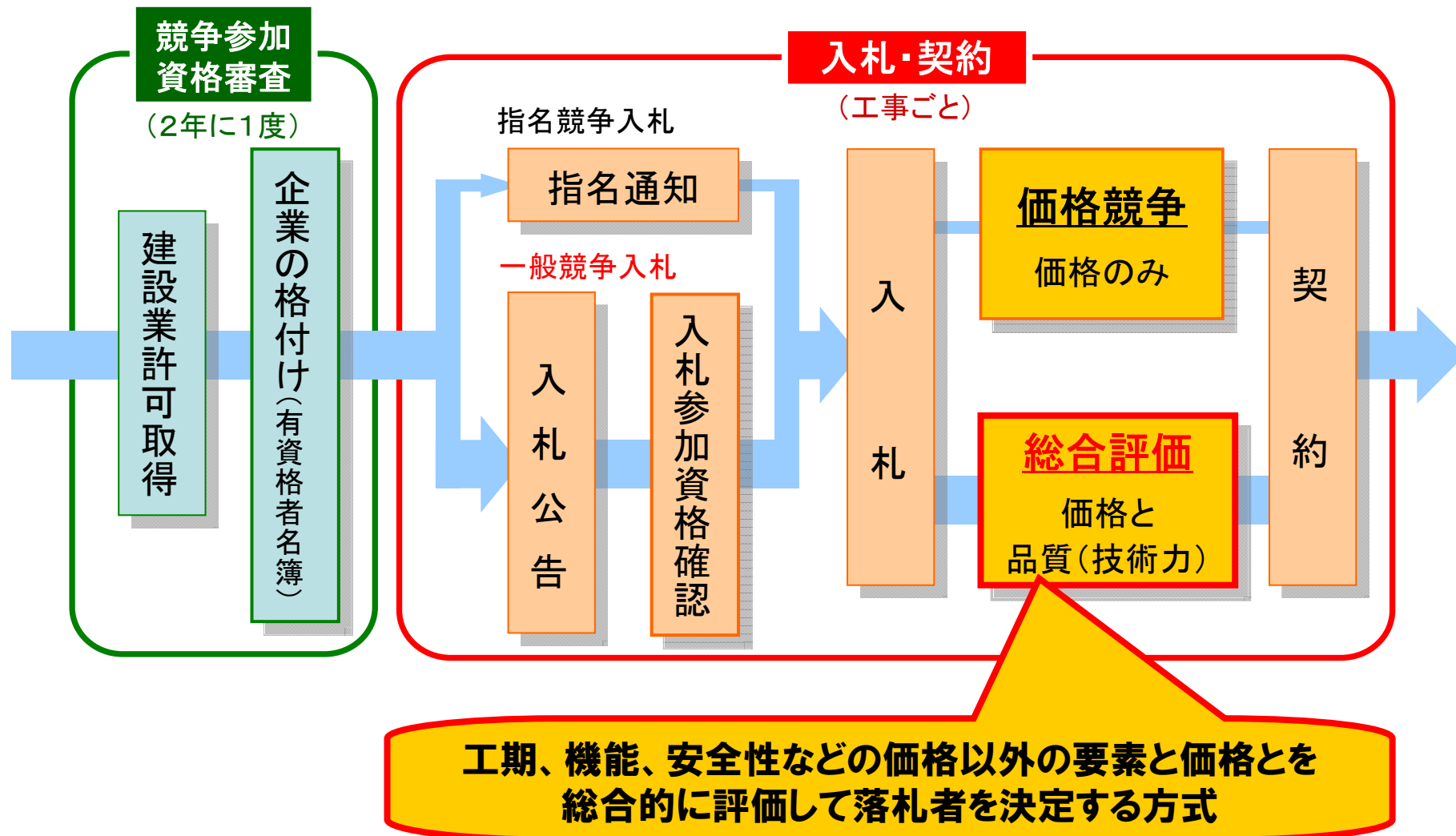
- 品確法制定前(H16年度)は全工事発注件数に占める割合は3%弱
- 品確法制定後は前年比約5倍(件数ベース)で拡大。
- 平成19年度はほぼ全ての工事の発注を総合評価方式で実施。



平成20年度より
原則実施

※ 8地方整備局で競争入札に付した工事を対象。(金額は当初契約額ベース)

3. 総合評価方式とは①

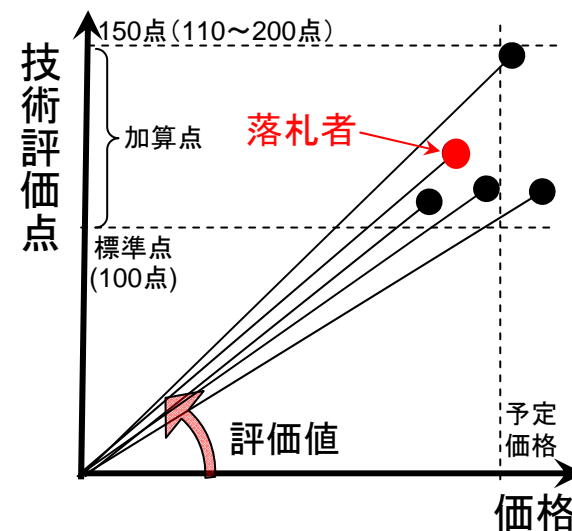
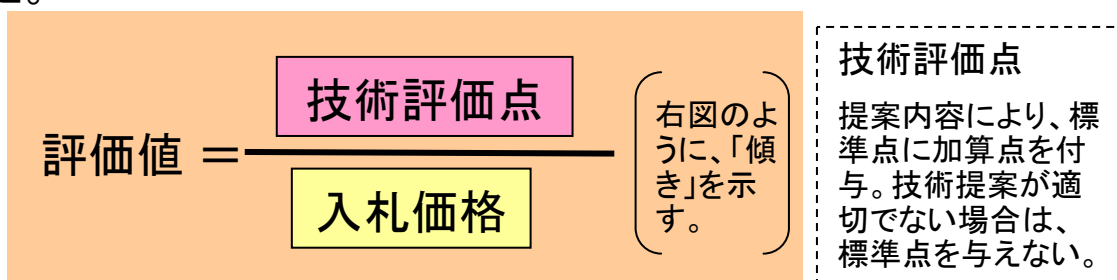


3. 総合評価方式とは②

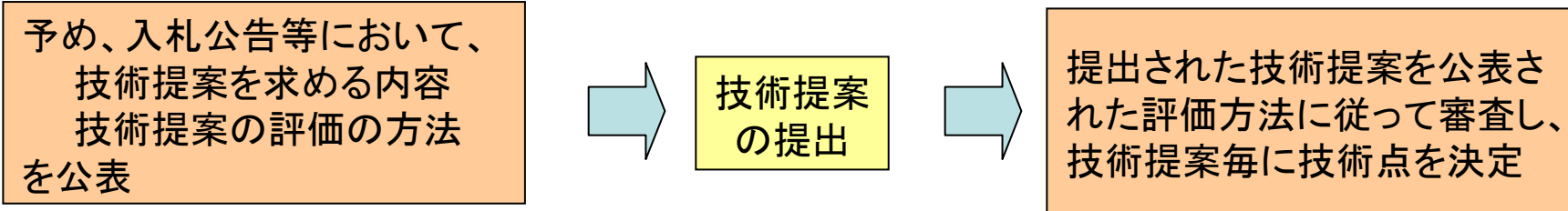
工期、機能、安全性などの**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式**

【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。



【総合評価落札方式の手続きの流れ】



【想定される総合評価の評価項目】

総合的なコストの削減につながる工事	維持管理費・更新費、補償費 など
工事目的物の性能・機能の向上が実現できる工事	初期性能の持続性の向上、耐久性・安定性の向上 など
社会的要請に対応した工事	環境の維持(騒音・振動・水質汚濁など)、交通の確保、安全対策、リサイクル など

4. 総合評価方式による効果～渋滞損失額の低減例～

◆交差点立体化工事の事例(M市内)

- 渋滞解消を目的に、交差点を立体化。
- 評価項目として、「工事に伴う通行規制日数の短縮」「施工日数の短縮」を設定し、**価格だけではなく渋滞等社会的コストの縮減も合わせた最適な調達を実現。**



施工前



施工中



施工イメージ

橋脚の施工完了後に、橋桁を一括移動させ、据え付け。同時期に橋脚と橋桁を作成できるため、工期が短縮。

受注企業の技術力の活用(技術提案)により、**通行規制日数を76日短縮するとともに、供用を45日早め、渋滞損失額5億円低減に成功。**



施工後

標準日数	: 470日
提案日数(規制)	: 394日 (76日短縮)
提案日数(施工)	: 425日 (45日短縮)

4. 総合評価による効果

【簡易型における効果】

価格競争に比べ、**簡易型における事故の発生率は低い**(価格競争7.0%、簡易型1.9%)傾向。

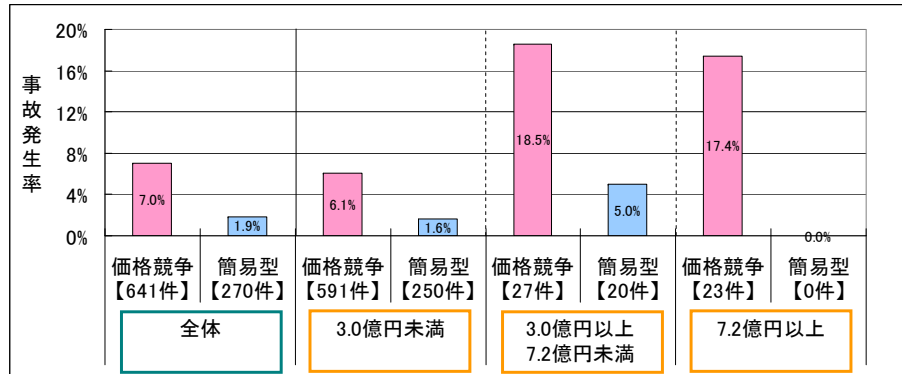
【標準型における効果】

多くの工事において発注者が示す仕様(標準案)を上回る技術提案が行われており、**社会的便益の向上が見られる**。

【簡易型】確実な施工の確保

→ 事故や粗雑工事の発生率の低下

【事故の発生状況】



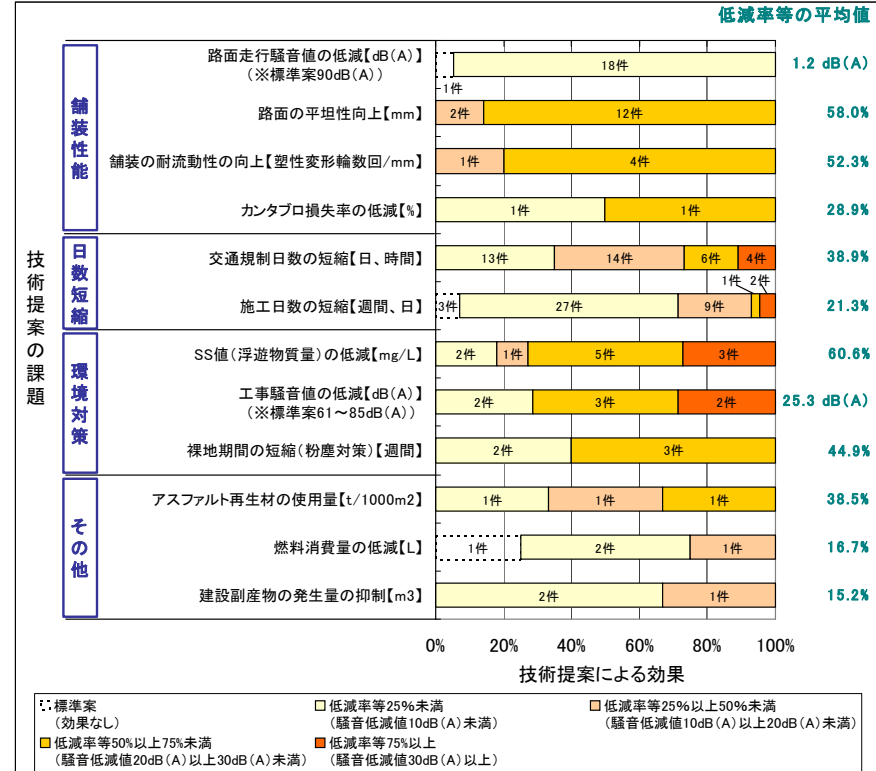
注1) 関東地方整備局におけるH18年度完成工事を対象。
 注2) 主要4工事種別(一般土木、AS舗装、鋼橋上部工、PC)を対象。
 注3) 事故発生率=延べ事故発生件数/工事件数。

注1) H18年度完成工事を対象。
 注2) 主要4工事種別(一般土木、AS舗装、鋼橋上部工、PC)を対象。
 注3) 低減率等(%)は、1-(履行値÷標準案)の絶対値として算出。
 騒音値の低減は、騒音低減値の内訳と平均。

【標準型】更なる品質の向上

→ 技術提案による社会的便益の向上

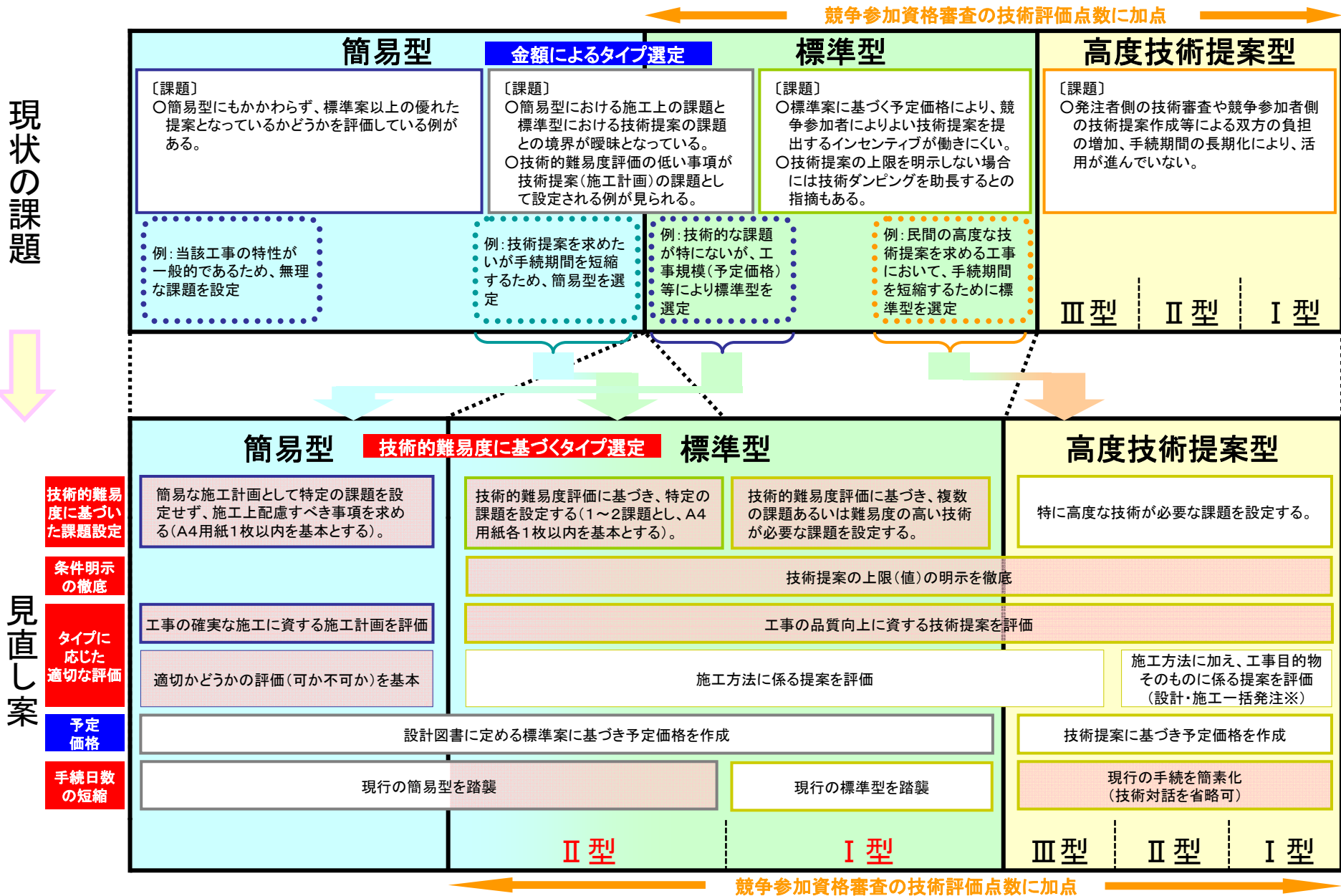
【技術提案による効果】 ※定量的に評価可能なもののみを列挙。



5. 総合評価方式の課題と対応(検討成果)

区分		問題認識	検討の成果
技術評価	タイプ選定	① タイプ選定が適切になされているか	●技術的難易度評価に基づくタイプ選定の考え方 ・タイプ別選定フローを作成した。
	評価項目の設定	② 技術提案(施工計画)の課題設定が適切か	●工事特性を踏まえた課題設定の考え方 ・代表的な工種(築堤・護岸、樋門・樋管、アスファルト舗装、橋梁下部)を対象に、課題事例シートを作成し、具体的な課題設定の考え方を整理した。
		③ 評価項目・配点が適切に設定されているか	
	評価方法	④ 評価基準が明確になっているか	●タイプに応じた適切な評価の考え方 ・簡易型では可か不可かの評価、標準型では評価の上限値を定めるとともに、過度にコスト負担を要する提案はより優位に評価しないこととした。
		⑤ 技術提案(施工計画)の評価が適切か	
	総合評価の方法	⑥ 価格と技術のバランスが適切に設定されているか	●検討中
	評価結果の公表	⑦ 技術評価の内容をどこまで公開すべきか	●評価結果の公表内容と公表方法の統一化
効果の検証	⑧ 総合評価方式の効果が検証されているか	●具体的な事例による効果の検証	
手続		① 手続に要する時間や負担を軽減できないか	●手続日数の短縮 ・技術提案を求める項目が少なく、かつ、難易度が低いものについては、公告から技術資料提出までの標準的日数を30日から10日に短縮
		② 技術提案に係る費用の負担を軽減できないか	●検討中
		③ 高度技術提案型が効率的に運用されているか	●技術対話を省略可能とすることによる手続日数の短縮 ・公告から入札まで4~6ヶ月要していたところ、2~4ヶ月に短縮を可能とした

6. 改善の方向性のポイント



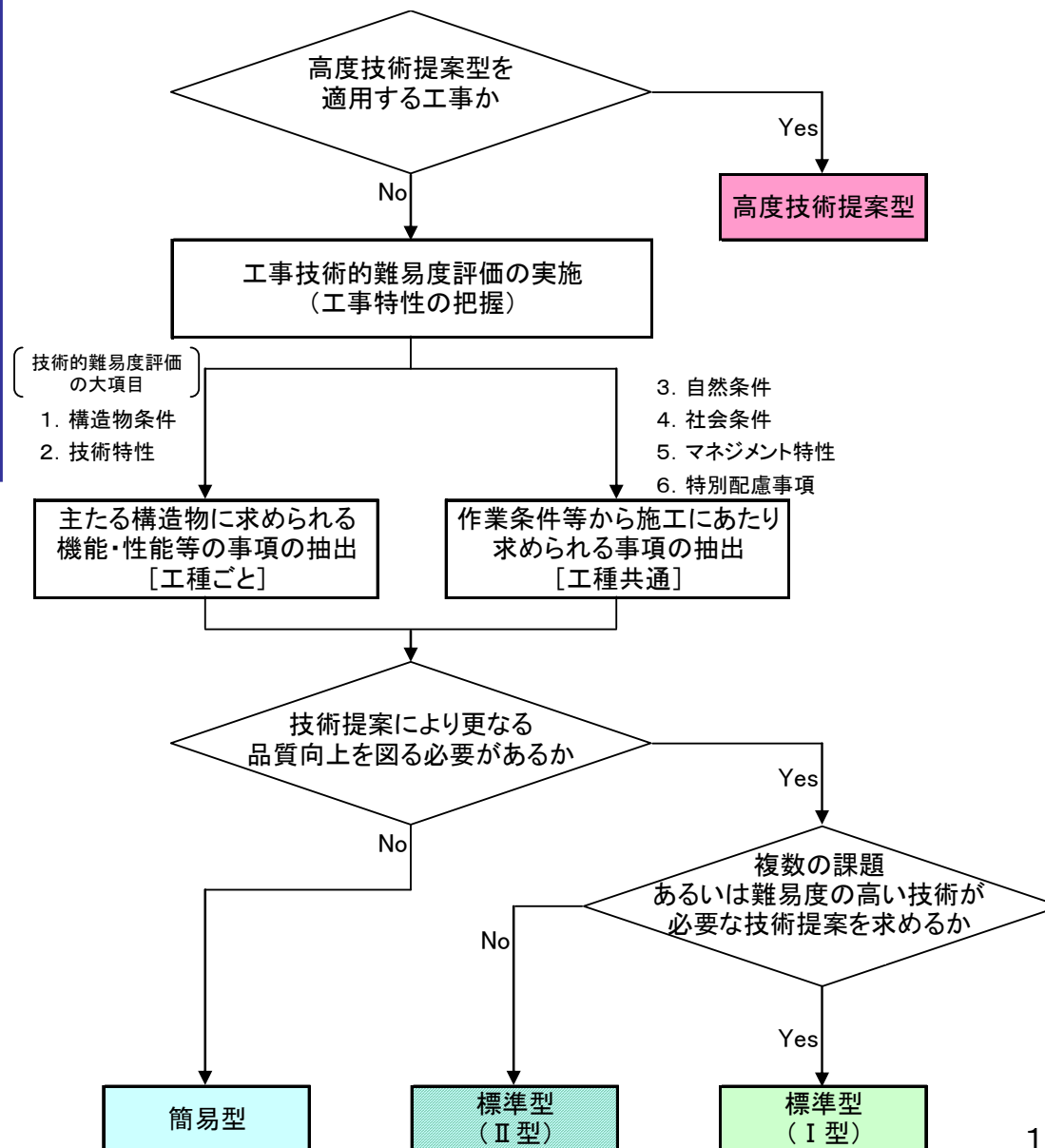
※通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合にI型、想定される有力な構造形式や工法が複数存在し、幅広く技術提案を求める場合にII型を適用する。

① 技術的難易度評価に基づくタイプ選定

〔タイプ選定フロー〕

[課題] ○ 工事規模(金額)により機械的にタイプを選定していないか。

[対応] ○ 工事の技術的難易度を参考に、右図のタイプ選定フローに基づき総合評価方式のタイプ選定を行う。



② 評価結果の公表方法の統一化

[課題] ○ 技術提案の評価結果について必要な情報を公表しているか。

[対応] ○ 評価の透明性をより一層高めるため、**評価結果の公表方法を統一化する。**

(1) 公表内容

以下の大項目ごとにまとめて得点を公表することを最低限とする。

① 技術提案(施工計画):課題別

② 施工体制

③ その他(企業の施工実績、
配置予定技術者の能力等)

(2) 公表方法

従来の閲覧による方法の他、**HPにて公表する。**

評価結果のHPによる公表の例

加算点評価の内訳

1. 件名 平成〇〇年度 〇〇〇〇橋下部工事
2. 所属事務所 〇〇〇〇国道事務所
3. 入札日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

業者名	標準点	技術提案		施工体制	施工の信頼性	加算点合計
		橋脚・橋台鉄筋コンクリートの品質向上対策	鋼管ソイルセメント杭の品質向上対策			
A社	100	4.0	5.0	10.0	9.5	28.5
B社	100	2.0	2.0	30.0	13.5	47.5
C社	100	3.0	4.0	30.0	-2.5	34.5
D社	100	1.0	0.0	30.0	11.5	42.5
E社	100	7.0	3.0	0.0	13.5	23.5
F社	100	5.0	3.0	10.0	0.5	18.5

平成20年度検討事項：受発注者の双方を対象としたアンケート

調査対象者

○ 発注者

- ・地方整備局等(8地方整備局及び北海道・沖縄)、事務所(約240事務所)
- ・都道府県(47)及び政令市(17)、市町村(約1800団体)

○ 受注者

- ・(社)日本土木工業協会 加盟企業 (約140社)
- ・(社)全国建設業協会 加盟企業 (約25,000社から1%程度(約250社)抽出)

調査スケジュール

平成20年10月中旬 アンケート調査票の発送

11月初旬 アンケート調査票の回収

11月下旬 アンケート結果の集計・分析

平成20年度検討事項：受発注者の双方を対象としたアンケート

調査項目

	地方整備局等・事務所	地方公共団体	受注者
① 総合評価方式の導入状況		<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の導入状況 導入対象範囲 総合評価方式適用工事の発注件数(実績及び予定) など 	
② 総合評価方式適用工事への参加状況			<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式適用工事への入札参加件数、落札件数 など(発注機関別・タイプ別等)
③ 評価項目の設定及び評価基準	<ul style="list-style-type: none"> 工事規模や工事の特性等に応じて、評価項目の内容等をどのように設定しているか 評価項目ごとにどのように評価基準を設定しているか 		<ul style="list-style-type: none"> 評価項目として望ましい項目、望ましくない項目 参加した工事における評価項目として良い事例・悪い事例 など
④ 技術審査・評価の体制		<ul style="list-style-type: none"> 庁内の審査・評価の体制、外部機関等の活用状況 学識経験者への意見聴取方法 	
⑤ 評価結果の情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開の内容 評価結果の公表方法 など 		<ul style="list-style-type: none"> 情報公開の内容や評価結果の公表方法に関する意見・要望 など
⑥ 総合評価方式の導入に係る効果	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の導入に係る効果〔選択肢式及び自由記述〕 〔選択肢の例〕 ・職員の技術力が向上した(発・受) ・競争参加機会が増大した(受) など 		
⑦ 総合評価方式の導入に係る課題と改善策	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の導入に係る問題認識〔選択肢式及び自由記述〕 〔選択肢の例〕 ・総合評価方式の手続を、より簡素化・省略化できないか? など 課題に対し既に実施した改善策とその効果〔自由記述〕 		
⑧ 総合評価方式の普及促進		<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の普及促進に必要な支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の普及の範囲 など
その他		<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式を導入していない理由(未導入の地方公共団体のみ) 	

平成20年度とりまとめ政策レビュー進捗状況

テーマ名		総合評価方式の総点検 ―価格及び品質が総合的に優れた工事の契約の実現にむけて―	
評価の目的、必要性		平成17年4月に『公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法）』が施行されたことを踏まえ、総合評価方式のより一層の活用促進を図るため、平成17年9月には「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」を定めるほか、高度技術提案型・簡易型総合評価方式を導入し、その拡大を図ってきたところである。その結果、国土交通省直轄工事においては、飛躍的に総合評価方式の適用件数が拡大し、平成19年度には金額ベースで99%以上の実施率となるまでに至っている。一方、本質的な課題設定がなされているか、過度な技術提案が行われているのではないか、恣意的な評価を行っているのではないか、受発注者への負担が大きいのではないか等の課題も指摘されてきており、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約の実現に向け、今後の総合評価方式のより効果的・効果的な運用に向け検討を行う必要がある。	
評価の視点		検討中 確定	総合評価方式を導入することにより、工事目的物の品質向上にどのような効果があるかを検証する。 その上で、総合評価の実施にあたって各段階で課題とされている下記事項について、個別に評価する。 (発注準備段階) ・総合評価方式のタイプ選定が適切になされているか ・技術提案の課題設定、配点が適切に設定されているか (評価時) ・公平性、透明性を確保しつつ、技術提案の評価が適切に行えているかどうか (契約後) ・技術評価の内容をどのように公開すべきか (全体) ・手続きに要する時間や負担を軽減できないか
評価手法	全 般	検討中 確定	各地方整備局等の総合評価方式の運用状況のヒアリングや、受発注者へのアンケート、これまでに実施された総合評価方式の実施事例等を通じて、学識者からなる委員会において検討を実施。
	ステークホルダー (利害関係者)別の分析	検討中 確定	【総合評価方式の具体的実施手法に関する実態調査】 平成19年度に「公共工事における総合評価活用方式活用検討委員会」の下に、作業部会を設け実態調査を実施。（各地方整備局） 【受発注者へのアンケート】 平成19年度の改善点を含めた総合評価方式に対する課題・改善点のアンケート調査を実施。（各地方整備局・直轄事務所、都道府県・市町村、建設業者）
	国民等に対する 利用満足度等の測定	検討中 実施済み 予定なし	建設業者に対して、平成19年度の改善点を含めた総合評価方式に対する課題・改善点のアンケート調査を実施。
評価結果のアウトライン		検討中 確定	・平成19年度までの検討結果は調査・公表済み（別添参照）であり、今後さらに上記の通り評価を進める。
政策への反映の方向		検討中 確定	・総合評価方式のタイプ選定について見直しを図るとともに、手続き期間の簡略化を図る <対応済> ・課題設定の考え方についての見直し（技術的難易度をふまえた課題設定）<対応済> 今年度の検討の中で、更なる改善方策についても検討を行う。
第三者の知見の活用		既存の委員会である「公共工事における総合評価方式活用検討委員会（委員長：東京大学小澤一雅教授）」を活用し、検討を進める。 ※ 公共工事における総合評価方式活用検討委員会：外部委員10名 前回はH20.10.7に開催（昨年度までに計13回開催） なお、公平性・透明性等の視点に関しては、他の有識者委員会の意見を踏まえつつ、具体的検討を進めるものとする。	
6月の幹部会等における意見への対応		特になし	
備 考		大臣官房、官庁営繕部、関係局（北海道局含む）で実施。	

まちづくり交付金の創設経緯

○ 都市再生の推進のための取組み

都市再生本部の設置

H13

都市再生特別措置法

H14

大都市圏での取組み

- ・都市再生プロジェクト
- ・都市再生緊急整備地域
(都市計画の特例、民間事業者に対する金融支援、税制特例等)

地方都市も含めた取組み

- 「全国都市再生の推進 ～稚内から石垣まで～」
- ・都市再生モデル調査
 - ・まちづくり交付金制度の創設 (H16)

市町村の自主性・裁量性を大幅に向上し、地域主導の個性あられるまちづくりを総合的に推進する支援制度として「まちづくり交付金」を創設。

まちづくり交付金制度の概要

- ポイント1** 地方の自主性・裁量性の大幅な向上
- ポイント2** 手続きの簡素化による使い勝手の大幅な向上
- ポイント3** 目標・指標の明確化

平成20年度予算 2,510億円(国費)

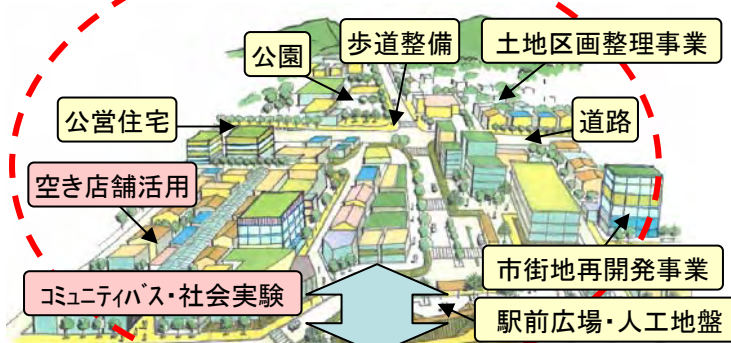
現在、全国807市町村

1,428地区のまちづくりを支援中 (平成20年4月1日時点)

都市再生整備計画全体を評価し、採択

幅広い交付対象

国費はどの事業にどのように充当しても自由



○ 基幹事業

道路、公園、河川、下水道、土地区画整理事業、市街地再開発事業、公営住宅等整備等の公共事業

○ 提案事業

コミュニティバスの社会実験等、市町村の提案に基づく事業

+

×

最大
4割

=

交付額

区画整理
駅前広場
公園
空き店舗活用
再開発
道路
公営住宅
社会実験

従来の補助事業

- ・個別事業毎に審査、採択
- ・事業毎に補助率は固定
- ・事業間の流用不可

まちづくり交付金を活用したまちづくり

にぎわいと活力あるまちづくり

目標例：中心市街地におけるにぎわい再生
指標例：従業者数 [人/年] 等
事業例

- モール化
- 多目的広場の整備



環境に配慮したまちづくり

目標例：水、緑の活用による環境負荷の低減
指標例：緑被率 [%] 等
事業例

- 公園の整備
- 下水道の整備



観光資源を活かしたまちづくり

目標例：観光、交流、地域連携による地域づくり
指標例：宿泊者数 [人/年] 等
事業例

- 観光交流センター整備
- 観光ボランティア



公共交通を活かしたまちづくり

目標例：交通結節点の整備改善による利便性向上
指標例：交通混雑度 [分] 等
事業例

- 街路事業・道路事業
- 駐車場の整備



まちづくり交付金で実現できる個性あふれるまちづくり

安全・安心のまちづくり

目標例：地域の防災性・安全性の向上
指標例：耐震化率 [%] 等
事業例

- 防災広場整備
- 避難路の整備



歴史・文化を活かしたまちづくり

目標例：歴史・文化資源の保全・活用による魅力向上
指標例：地区への来街者数 [人/年] 等
事業例

- 歴史的景観の整備
- 電線類の地中化



少子・高齢化に対応したまちづくり

目標例：安心・快適に暮らせる生活環境の創出
指標例：バリアフリー化率 [%] 等
事業例

- 歩行空間バリアフリー化
- 子育て世代活動支援センター



アメニティの向上を目指したまちづくり

目標例：地域資源を活かした魅力の向上
指標例：住民満足度 [%] 等
事業例

- 道路の高質化
- 休憩施設の整備



政策レビューの背景と目的

- 「まちづくりに関する総合的な支援措置」として「まちづくり交付金」が平成16年度に創設。
- 「まちづくり交付金」は平成20年度までに全国で延べ1,518地区で活用。(事業実施中1,428地区、事業完了90地区)
- 平成20年度においては、平成16年度採択地区の大部分を占める事業期間が5年間の地区が事業を完了し、多数の地区で事後評価を実施。(平成19年度までの完了地区においては、順次、まちづくりの効果が発現)
- 個々の地区において事業評価は実施されているが、まちづくり交付金の制度そのものの評価・検証・改善等が必要。

	個々の地区におけるまちづくり交付金のPDCA	まちづくり交付金の制度そのもののPDCA
Plan	都市再生整備計画の作成・事前評価の実施	都市再生の推進に資するまちづくり交付金制度の構築【H16】
Do	事業の実施	まちづくり交付金の交付【H16～】
Check	事後評価の実施	まちづくり交付金の政策レビュー(政策評価)【H19～H20】
Act	今後のまちづくり方策・改善策の実施	必要に応じて制度や運用等の改善【H21～】

政策評価の視点と手法

○ 政策評価の視点

- ・複数の事業を組み合わせた集中投資によるシナジー効果
- ・提案事業等の幅広い事業を活用した創意工夫を活かしたまちづくりの推進
- ・事業間の流用が可能であることや一括採択等の運用面での使い勝手の向上

- 複数の事業の組合せにより多様な課題に活用されているか、提案事業等を活用した創意工夫を活かしたまちづくりが実施されているか等を都市再生整備計画の基礎的な分析により検証
- 事後評価結果による都市再生の実績に基づき、目標毎の効果的な事業の組合せ等を検証
- 運用面での柔軟性等を市町村アンケートにより検証
- モデル地区におけるケーススタディにより、総合的・集中的に事業を実施したことによる具体的な効果等を検証

○ 政策評価の手法

都市再生整備計画の基礎的な分析

延べ実施地区1,518地区の都市再生整備計画を用いて、多様な都市再生の課題に対応する制度であることを、計画の目標や事業等のデータから整理・分析。

事後評価結果を用いた分析

平成20年度までに終了する427地区(予定)の事後評価結果を用いて、都市再生の実績を分析しつつ、事業の組合せ等の効果的なあり方を検討。

第三者の知見の活用

まちづくり交付金評価検討委員会において意見を聴取

市町村へのアンケートを用いた分析

まちづくり交付金の活用市町村や未活用市町村へのアンケート調査により、制度の使い勝手等の制度の有効性を分析。

モデル地区によるケーススタディ

実際の事例から、まちづくり交付金の特徴を活かしたまちづくりが実施されているか検証。また、まちづくりに苦戦した事例についても、その原因や解決策について検討。さらに、NPO等からも制度の効果等についてヒアリングを行い、評価に反映。

まちづくり交付金の制度や運用等の改善

○ 評価の体制（まちづくり交付金政策評価検討委員会）

1. 委員

委員長	黒川和美	法政大学経済学部 教授
委員	岸井隆幸	日本大学理工学部土木工学科 教授
	山内弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授
	中井検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
	浅田義久	日本大学経済学部 教授
	西野 仁	国土交通省国土技術政策総合研究所
	まちづくり交付金関係各課等	室長・官クラス

2. 審議の経過

○開催趣旨

定量的、定性的な両側面からの分析等によるまちづくり交付金の国としての政策評価のあり方等を検討

○開催状況

平成19年度より4回開催。平成20年10月に委員会を開催し、政策レビューの実施方針とスケジュールを検討。

評価の手法ごとの分析内容

○ 都市再生整備計画の基礎的な分析

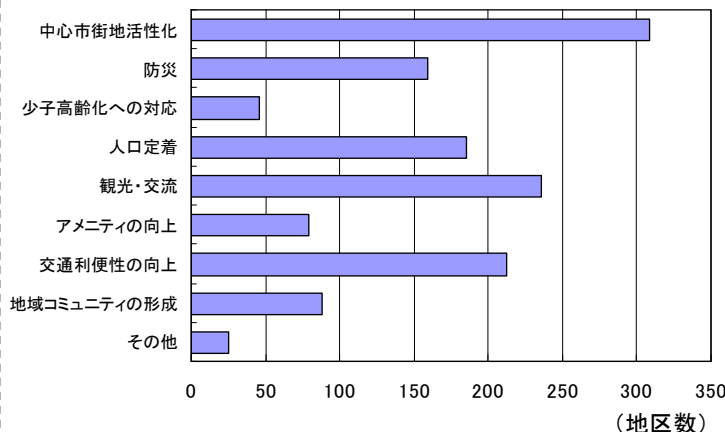
まちづくり交付金活用地区の都市再生整備計画について基礎的な分析を行い、多様な課題に対応した都市再生の推進、各地区で複数の事業を組み合わせた総合的なまちづくりの推進等にまちづくり交付金が活用されているかを検証。

主な分析事項

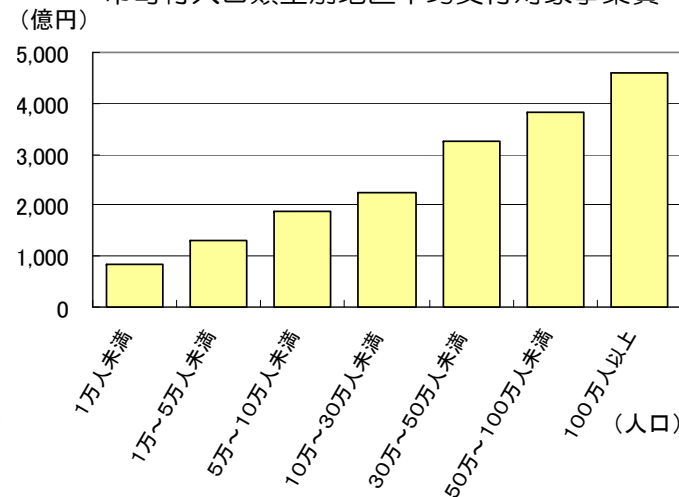
1. 地方ブロック別、都道府県別地区数
2. 目標別地区数と目標別代表指標
3. 採択地区の特性
 - 1) 規模: ①都市規模別地区数、②目標別平均人口、③財政力指数別地区数 等
 - 2) 都市再生整備区域面積
 - 3) 交付対象事業費: ①事業費類型別地区数、②目標別平均額 等
4. 交付対象事業内訳
 - 1) 基幹事業別交付対象事業費: ①総額
 - 2) 目標別: ①目標別総額、②同割合、③目標別事業実施割合、④事業別・目標別実施地区割合と平均事業費、⑤目標別・事業別実施地区割合と平均事業費 等

(分析例)

目標別まちづくり交付金地区数



市町村人口類型別地区平均交付対象事業費



○ 事後評価結果を踏まえた分析

平成20年度までに終了する地区の事後評価結果を用いて都市再生の実績の分析を行い、多様な課題に対応した都市再生の推進等にまちづくり交付金が寄与しているかを検証するとともに、目標毎に効果的な事業の組合せのあり方等を検討。

主な分析事項

1. 目標別の総指標数と達成程度
2. 都市再生の成否別の事業の組合せ傾向: 目標毎に検討
 - ①総事業費、②事業導入(割合、事業費平均)、③提案事業導入(割合、事業費平均)、④住民参加等
3. 目標毎の共通指標の抽出による事業の平均的な効果
4. 共通指標の数値改善成否における事業の組合せを検証 等

(分析例)

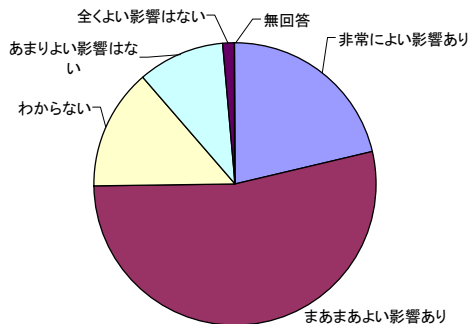
数値目標の達成の有無(市町村が設定した数値目標の達成有無)と事業の組合せ、提案事業の活用状況や住民参加の状況等を比較し、総合的なまちづくりに効果を発揮する事業の組合せの傾向等を検証。

評価の手法ごとの分析内容

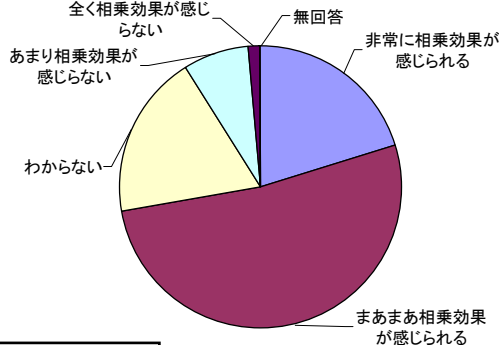
○ 市町村等へのアンケートを用いた分析

まちづくり交付金の活用市町村へのアンケート調査により、使い勝手等の制度の運用性を分析。また、アンケート結果と事後評価結果の分析結果を合わせることによって、有効な事業の組合せや提案事業の活用方法の更なる検証。

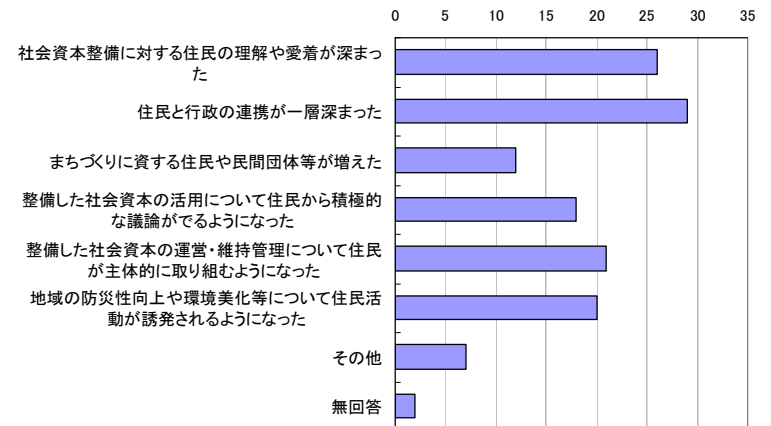
まちづくり交付金の制度の特徴である、事業間・年度間での国費の調整が可能であることは、事業進捗により影響がありましたか



総じて、当該地区では、まちづくり交付金により、各補助事業を個別に実施する以上の事業間の相乗効果が発揮されたと思いますか



まちづくり交付金を機に、住民の意識に、どのような効果を与えたと思いますか



○ モデル地区によるケーススタディ

モデル地区によるケーススタディから、シナジー効果等のまちづくり交付金の特徴を活かしたまちづくりが実施されているか、まちづくり交付金の事業の効果がその後の取組みにより持続されているか等の視点についても検証。さらに、効果が十分に発揮された事例のみならず、まちづくりに苦戦した事例についても、その原因や解決策について検討。



※ケーススタディにおいては、NPO等からも制度の効果等についてヒアリングを行い、評価に反映させる予定。

(ケーススタディの事例)
富山市中心市街地地区(富山県富山市) H16~H20

- ・中心市街地活性化の総理大臣認定の第1号地区であり、活性化を実現するツールとしてまちづくり交付金が活用されている。中心市街地で複数の事業を集中的に取り組んでいる。
- ・総曲輪商店街周辺では、公示地価が上昇したポイントがあり、民間投資による市街地再開発事業の構想が相次いでいる。
- ・まちづくり交付金によるシナジー効果等を検証するため、短期集中的に様々な事業を実施したことによるメリット、効果的な事業の組合せ等について市からヒアリング。

平成20年度とりまとめ政策レビュー進捗状況

テーマ名		まちづくりに関する総合的な支援措置	
評価の目的、必要性		<p>「稚内から石垣まで」を合言葉に国を挙げて取り組んできた「全国都市再生」を一層推進するため、「まちづくりに関する総合的な支援措置」として地方の自主性・裁量性の高い財政支援措置である「まちづくり交付金」が平成16年度に創設されたところである。</p> <p>平成20年度は、制度創設5カ年を迎えることから、「まちづくりに関する総合的な支援」として「まちづくり交付金」の成果について評価する必要がある。</p>	
評価の視点		検討中	<p>まちづくり交付金を活用し、総合的なまちづくりが全国でどのように進められ、どのような成果をあげることができたのかを、定量的、定性的アプローチ等により評価。</p> <p>(政策評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の事業を組み合わせた集中投資によるシナジー効果 ・提案事業等の幅広い事業を活用した創意工夫を活かしたまちづくりの推進 ・事業間の流用が可能であることや計画全体の一括採択等の運用面での使い勝手の向上
評価手法	全般	検討中	<p>制度創設5年間の「まちづくり交付金」の成果について、上記の視点から評価を行う。具体的な評価手法は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにまちづくり交付金を活用している地区の都市再生整備計画、平成20年度までに終了するまちづくり交付金活用地区の事後評価結果、各種統計資料等を活用した効果分析 ○制度活用市町村・未活用市町村へのアンケート調査・ヒアリング等による効果分析 ○モデル地区によるケーススタディ ○学識経験者、有識者等第三者からの意見聴取 等
	ステークホルダー(利害関係者)別の分析	検討中	<p><地方公共団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ○交付金事業者である制度活用市町村に対して、事業の経過や効果、制度の使い勝手等についてアンケート調査・ヒアリングを実施し、分析結果を評価に反映
	国民等に対する利用満足度等の測定	検討中	<p>実施済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり交付金に関する政策評価の実施方針からとりまとめを含む全般について、学識経験者から構成される「まちづくり交付金政策評価検討委員会」において意見を聴取 ○まちづくりに係る特定非営利活動法人等に対してまちづくり交付金制度の効果等についてヒアリング等を行い、分析結果を評価に反映 <p>予定なし</p>
評価結果のアウトライン		検討中	<p>まちづくり交付金は制度創設から5年間で全国約1,500地区で活用されており、全国の都市再生に大きく貢献している。上記の評価手法に基づき、基礎的なデータ整理やアンケート調査等の分析を行い、まちづくり交付金の特徴を活かしたまちづくりが進められているか検証し、より効果的なまちづくりの推進のために必要な制度や運用等の改善について検討を行う。</p>
政策への反映の方向		検討中	<p>評価結果を踏まえて、全国の都市再生のより一層の推進のための効果的なまちづくり交付金の活用に向けたまちづくり交付金の制度や運用等の改善を実施</p>
第三者の知見の活用		<p>まちづくり交付金に関する政策評価の実施方針からとりまとめを含む全般について、学識経験者から構成される「まちづくり交付金政策評価検討委員会」において意見を聴取することとしている。平成20年10月に委員会を開催し、分析の実施方針等について意見を聴取したところ。今後、検討の進捗に合わせて、3回程度委員会の開催を予定</p>	
6月の幹部会等における意見への対応		<p><意見> 行政以外の意見を聴取し、評価に反映させることはできないか。</p> <p><対応> まちづくりに係る特定非営利活動法人等に対してまちづくり交付金制度の効果等についてヒアリング等を行い、評価に反映させることとしている。</p>	
備考		<p>○道路局、住宅局と共同で実施（都市・地域整備局とりまとめ）</p> <p><関連する指標></p> <p>「都市再生整備計画に掲げられた目標の達成率（A-1）」</p>	



Ministry of Land, Infrastructure and Transport

CIVIL AVIATION IN JAPAN

政策レビュー 次世代航空保安システムの構築

2008年11月27日

航空局管制保安部保安企画課

1. 次世代航空保安システムの構築に係る評価の枠組み

評価の目的

平成6年の航空審議会諮問第23号答申により、運輸多目的衛星（MTSAT: Multi-functional Transport Satellite）を中核とした次世代航空保安システムの導入を進めてきたが、平成19年度までにMTSATの2機体制が整い、MTSATによる洋上航空管制業務（AMSS）及び衛星航法サービス（MSAS）を開始したことから、23号答申に基づく次世代航空保安システムによる航空保安業務の取組みを評価するとともに、評価結果を今後の施策へ反映させる。

評価の視点

次世代航空保安システムの構築の目的を、(1)高い安全性の確保、(2)航空交通量増大への対応、(3)利便性の向上、(4)航空保安業務の効率性向上、(5)環境への配慮、(6)国際貢献と整理し、これらの目的に合致し国民の視点に立ってわかりやすく評価を実施するため、以下の5つの視点を設定し、これらの視点には適宜、「航空利用者」、「航空会社」、「社会全体」からの視点であることを明記した。

- ① 安全に航空交通を利用したい
- ② いつでも効率的に運航できるようにしてほしい
- ③ 予定どおりに着きたい
- ④ 航空保安業務の効率性を向上してほしい
- ⑤ 環境にやさしい交通手段であってほしい

なお、国際貢献はすべての視点に間接的に関連することから定性的な評価を実施することとした。

第三者の知見の活用（本件に係る政策レビュー委員会の設置）

【構成員】

国立情報学研究所教授	浅野正一郎
東京大学工学系研究科教授	河内啓二
東京大学先端科学技術研究センター教授	森川博之
東京工業大学教授	屋井鉄雄
その他、航空局関係課室長	

【開催状況】

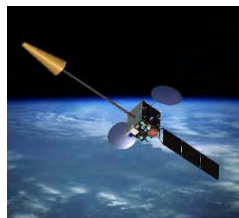
第1回	平成20年5月21日実施
第2回	平成20年9月29日実施
第3回	12～1月頃実施予定

2. 評価対象施策の代表事例：運輸多目的衛星(MTSATの導入)

衛星を活用した通信、航法、監視機能の強化により、航空機の安全性の確保、洋上空域の容量増大による最適経路の提供、離島等の就航率向上を図る。

1. 洋上航空管制業務(AMSS)

航空機の安全運航の確保を最優先としつつ、洋上空域における管制間隔の短縮を実現

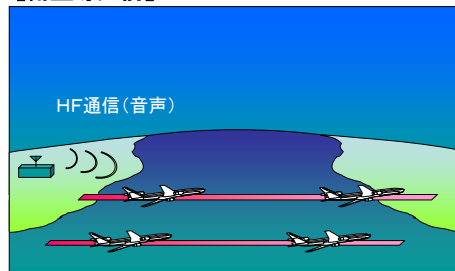


- 平成17年2月 新1号機を打ち上げ
- 平成18年2月 新2号機を打ち上げ
- 平成18年7月 新1号機の通信サービス開始
- 平成19年7月 新2号機の通信サービス開始
- 平成19年9月 MSASサービスの開始

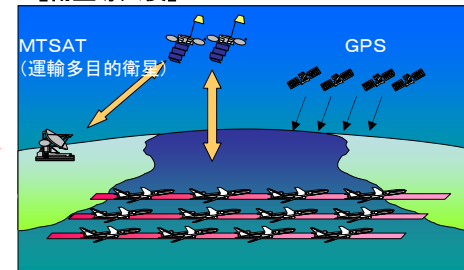
- ①通信機能: 衛星データリンクによる管制官とパイロットの直接通信
- ②航法機能: 衛星による全地球的航法
- ③監視機能: 自動的に航空機から伝送される位置情報により監視

洋上管制間隔	導入前	導入後(1機体制)	導入後(2機体制以降順次)
縦間隔	120海里	短縮 50海里 (H18.7~)	短縮 30海里 (H20.8~)
横間隔	50海里	50海里	短縮 30海里 (導入時期未定)

【衛星導入前】



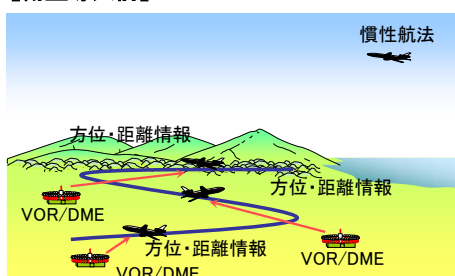
【衛星導入後】



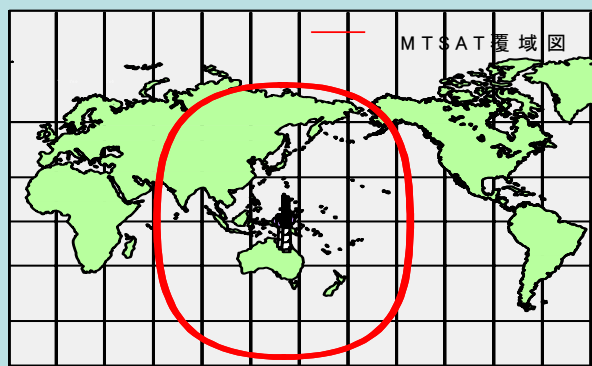
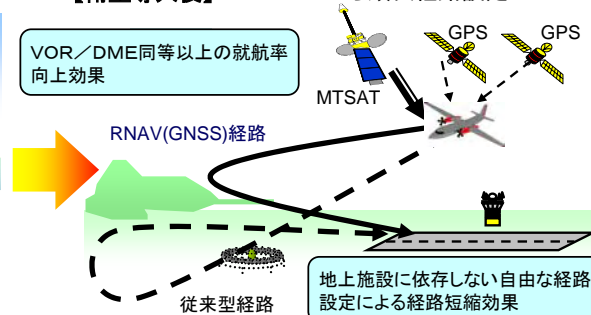
2. 衛星航法サービス(MSAS)

地上の無線施設を利用した航法から、GPS等の衛星を利用した航法への移行

【衛星導入前】



【衛星導入後】

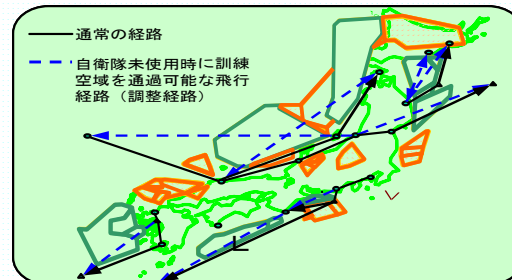


2. 評価対象施策の代表事例：航空交通管理(ATM)センターの導入



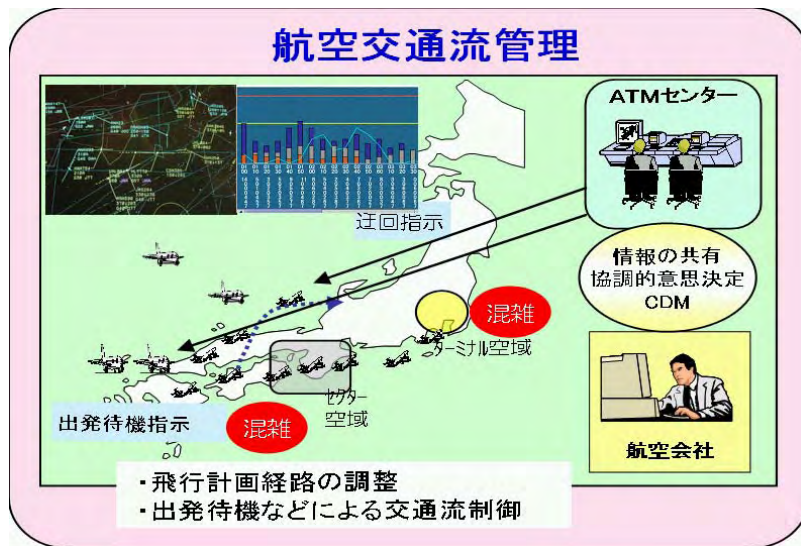
航空交通管理(ATM)センター(2005年10月より運用中)により、航空路における交通流の調整(出発待機、迂回指示等)や防衛省/米軍の訓練空域等の通行に関する弾力的な調整を行い、空域の有効活用を実施

空域管理



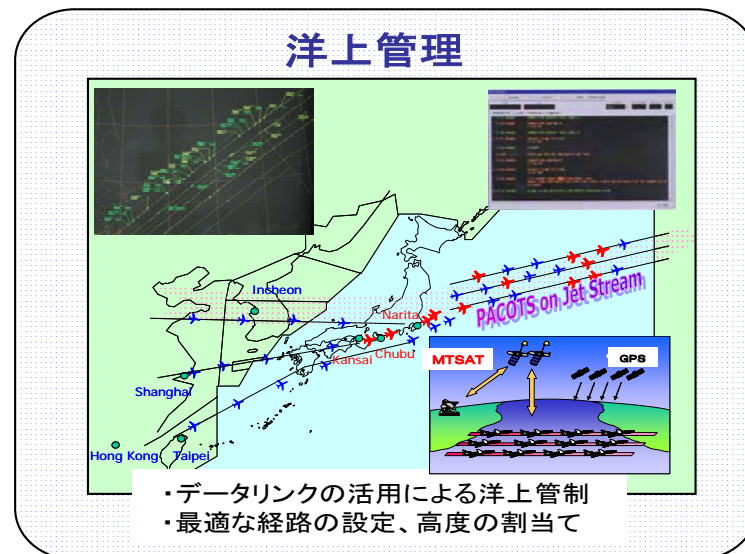
- ・最適な空域構成の企画・設計
- ・訓練空域の利用調整
- ・調整経路の設定
- ・混雑空域迂回経路、悪天回避経路など飛行経路の柔軟な設定

航空交通流管理



- ・飛行計画経路の調整
- ・出発待機などによる交通流制御

洋上管理



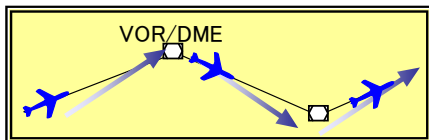
- ・データリンクの活用による洋上管制
- ・最適な経路の設定、高度の割当て

2. 評価対象施策の代表事業例：広域航法(RNAV)の導入

1. RNAVとは

<従来の航法>

受動的な飛行



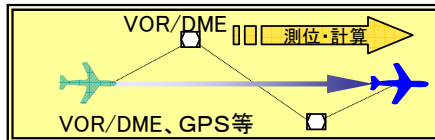
VOR/DME等地上施設からの電波を受信し、電波発信源に向けて飛行。

運航は、航法機器・地上施設に依存
[航法支援施設=特定]

技術革新

<RNAV(広域航法)>

自律的な飛行



VOR/DME、GPS等からの信号をもとに自機位置を測位し、計算処理して飛行コース等を柔軟に設定可能。

運航は、航法の性能(精度)に依存
[航法支援施設=不特定]

航空路

平成4年 試行運用開始
平成19年度時点で73本のRNAV経路設定
平成20年3月 国際基準に準拠したRNAV5導入

ターミナル

平成11年 試行運用開始
平成19年度時点で5空港に設定
平成19年9月 国際基準に準拠したRNAV1導入

進入

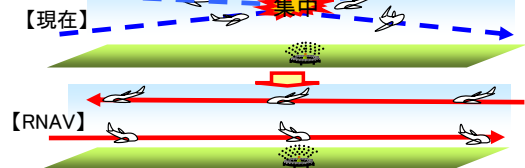
平成17年 RNAV進入方式を3空港に導入
平成20年度 国際基準に準拠したRNAV進入方式導入予定

2. 導入効果

空の交通にとって ...

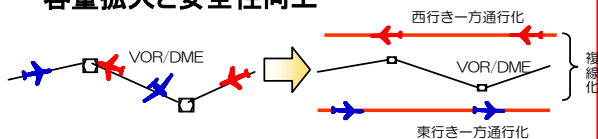
増加する航空需要への対応

交通流の円滑化



地上無線施設上空での航空機の集中が解消される。

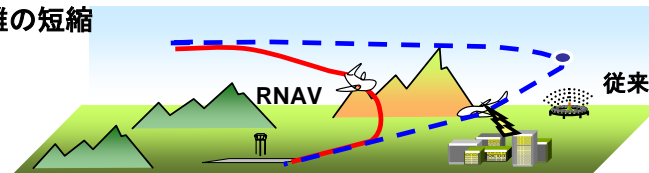
容量拡大と安全性向上



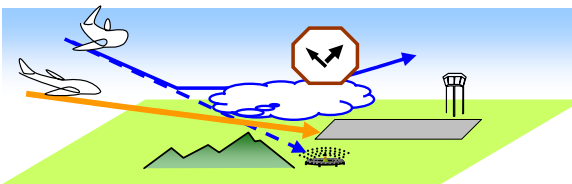
航空機にとって ...

運航効率・就航率の向上、環境負荷軽減

飛行時間・距離の短縮



欠航・遅延の低減



地上施設配置や地形による制約が緩和され、進入ルート、運航条件が改善される。

3. 評価手法(評価の視点とその指標)

【評価の視点とその指標】

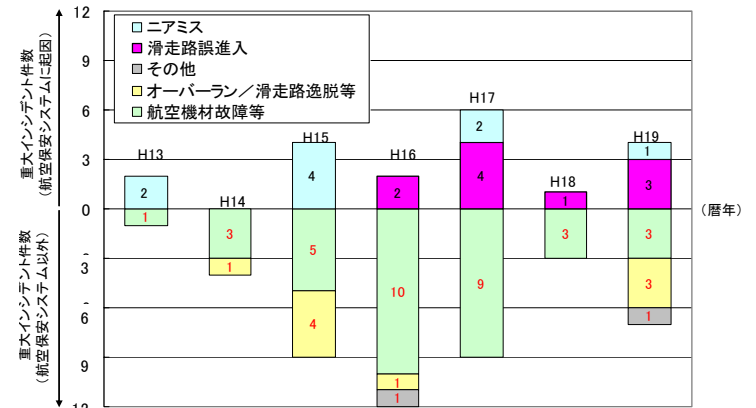
各評価の視点の達成度について、可能な限り各種統計や航空交通に係るデータ等を用いた指標により、定量的な評価を行い、必要に応じて定性的な評価を加えることとした。なお、指標については、政策立案時に特設設定されていないことから、評価の視点毎に政策の達成度を評価するため、改めて指標を設定することとした。

評価の視点	指標
1. 安全に航空交通を利用したい (高い安全性の確保)	
事故等の防止対策が行われているか	①航空事故発生件数の推移
	②重大インシデント発生件数の推移
	③データリンク利用率の推移
2. いつでも効率的に運航できるようにしてほしい (航空交通量増大への対応)	
運航回数の増加に貢献しているか	④我が国の飛行回数の推移
	⑤混雑空域の処理容量値の推移
運航コストの低減に貢献しているか	⑥経路短縮率の推移
	⑦洋上空域において希望高度を航行した航空機数の推移
3. 予定どおりに着きたい (利便性の向上)	
定時性は確保されているか	⑧定時運航率の推移
欠航せずに運航できているか	⑨空港就航率の推移
4. 航空保安業務の効率性を向上してほしい (航空保安業務の効率性向上)	
航空保安業務の効率化は進んでいるか	⑩管制官等一人当たりの航空機飛行回数の推移
	⑪単位飛行回数当たりの整備費の推移
5. 環境にやさしい交通手段であってほしい (環境への配慮)	
CO2排出量削減に貢献しているか	⑫経路短縮によるCO2削減の推移
	⑬交通流制御の実施回数の推移
6. 国際貢献 (国際貢献) (→ すべての視点に間接的に関連することから定性的な評価を実施。)	

<指標分析例>

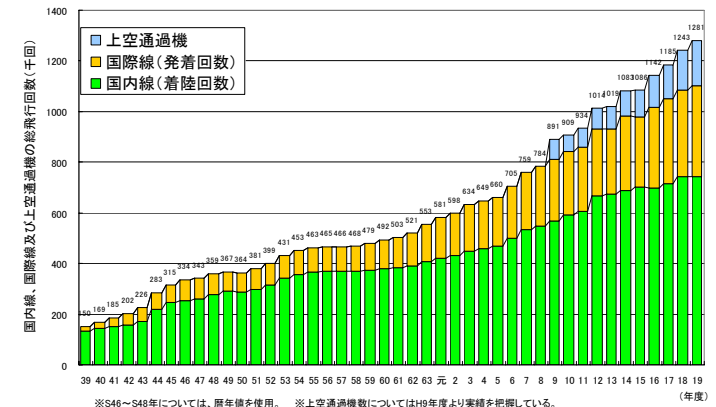
客観的な判断が可能な公表データ及びこれに類する航空局資料を用いて分析することにより、全国レベルないしは世界レベルの比較等が可能である。

【重大インシデントの発生回数の推移】



出典：航空法施行規則第166条の4項の事態に関する航空・鉄道事故調査委員会資料(H13年より公表)等を基に航空局調べ

【我が国の飛行回数の推移】



※S46～S48年については、暦年値を使用。 ※上空通過機数についてはH9年度より実績を把握している。

4. 評価結果のアウトライン

政策の目的	評価結果
(1) 高い安全性の確保	航空保安システムに起因する事故等がほとんど発生していないことから高い安全性が確保されていると言えるが、重大インシデントが発生していることから、引き続き事故防止対策等に努めるべきである。
(2) 航空交通量増大への対応	運航回数の増加に貢献していることから航空交通量増大に対応していると言えるが、ピーク時間帯のニーズには十分応えられていないことから、空域管理の高度化による空域の有効活用などを実施していくべきである。また、運航コストの低減に必ずしも十分に貢献できているとは言えないことから、経路短縮等の取組みを充実・強化すべきである。
(3) 利便性の向上	定時性は概ね確保され、空港就航率も向上していることから利便性は向上していると言える。しかしながら、他の交通機関との比較を踏まえると、定時性の確保については引き続き改善に向け、努力していくべきである。
(4) 航空保安業務の効率性向上	航空保安業務の効率化は進んでいると言えることから、引き続き、効率化を推進すべきである。
(5) 環境への配慮	現段階ではCO2排出量削減に必ずしも十分に貢献しているとは言えないことから、今後、取組みを充実・強化すべきである。
(6) 国際貢献	これまでも国際貢献に寄与してきたところであるが、今後も交通量の急増が予想されるアジア太平洋地域において、安全で円滑かつ効率的な航空交通を実現するとともに、地球的規模の環境問題にも対処するため、さらなる貢献に努めていくべきである。

5. 政策への反映の方向

【反映の方向性】

今後ますます増大する航空需要に対応するため、容量の増大のニーズが高まるとともに、安全性の向上、環境への配慮、最近の燃油高騰対策など、航空会社及び航空利用者からのニーズも多様化しており、現行の航空保安システムでは今後対応することが困難となることが予想される。欧米においても、NextGenやSESARといった将来システムの構築が進められており、我が国でも、そのような将来のニーズに対応するため、国際的な動向も見極めながら、新たな航空保安システムの構築のための必要な整備を進めることが求められる。

【高い安全性の確保】

滑走路誤進入防止対策を始め、各種ヒューマンエラー防止対策を強化する必要がある。

滑走路状態表示灯システム (RWSL) の導入

(施策例)



【航空保安業務の効率性の向上】

整備コストや維持コストの縮減を図るとともに管制処理能力を向上させる必要がある。

業務拠点への統合化

新技術への円滑移行と一貫したライフサイクル管理体制を構築する
技術管理センターの設立

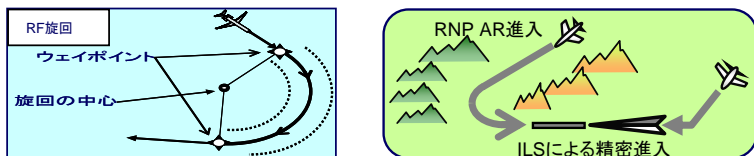
【航空交通量増大への対応】

高い安全性を確保しつつ、航空交通量の増大に応じていくためには、引き続き混雑空域の解消や効率的な運航を図る必要がある。

RNP-AR進入方式の導入

機上のコンピュータを活用し、ウェイポイントを円弧で結ぶ飛行が可能となる

(施策例)

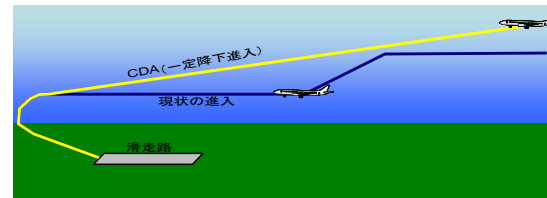


【環境対策】

更なる燃料消費量の削減に資する必要がある。また、新たな飛行方式による騒音被害の軽減なども期待される。

一定降下進入 (CDA) 方式の導入

(施策例)

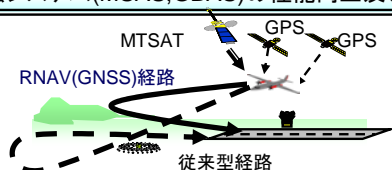


【利便性の向上】

就航率の改善や定時性の確保は航空の利便性を向上する上で重要な課題である。

衛星航法補強システム (MSAS, GBAS) の性能向上及び導入促進

(施策例)



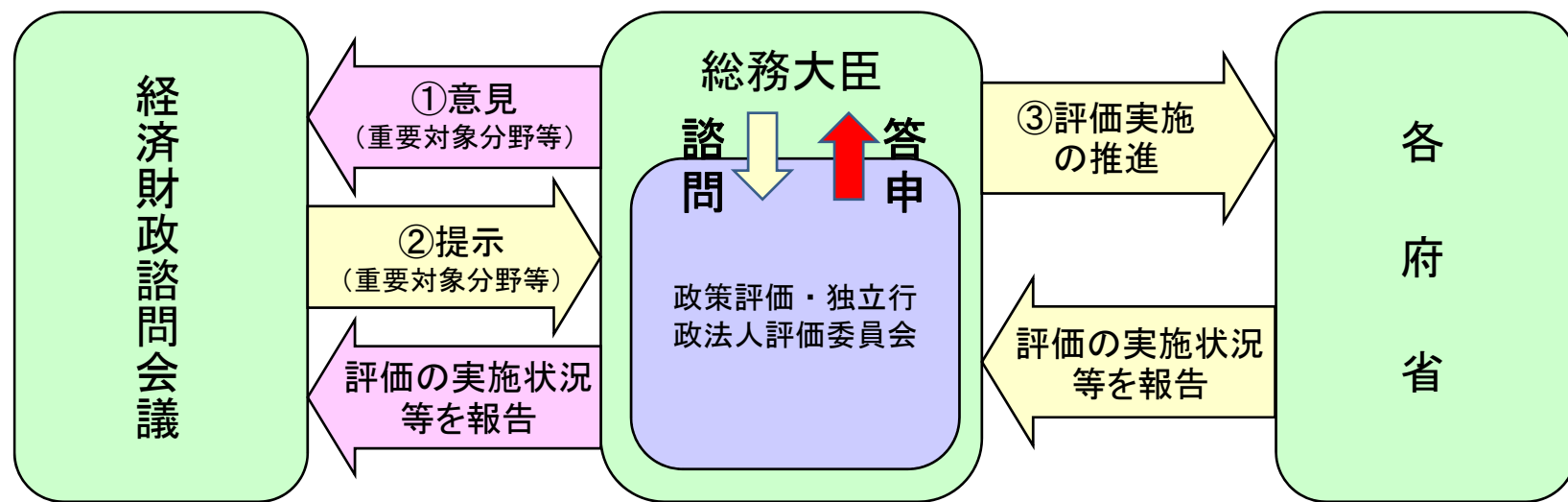
【国際貢献】

地球規模の環境問題にも対処するため、欧米と協調しつつ、産学官連携して将来の航空保安システムの構築を図る必要がある。また、アジア諸国の人材育成や教育支援等に貢献する必要がある。

政策評価の重要対象分野について (政策評価・独立行政法人評価委員会の答申)

政策評価は、各府省による自己評価を原則としていますが、内閣の重要政策や国民の関心の高い政策のうち、特に評価を行う必要があるものを、『政策評価の重要対象分野』として経済財政諮問会議が提示し、総務大臣が推進することとされています。政府は、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映します。

総務大臣は、政策評価・独立行政法人評価委員会（委員長：大橋洋治全日本空輸株式会社取締役会長）から、
 ①「平成19年度の政策評価の重要対象分野の評価結果等」
 ②「平成20年度の政策評価の重要対象分野の選定等」
 について答申を受けました。
 本答申を踏まえ、経済財政諮問会議において、総務大臣から意見を述べる予定です。



(注) 「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、

- ① 総務大臣は、各府省の評価の実施状況に関する「政策評価・独立行政法人評価委員会」の調査審議を踏まえ、毎年末、経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等について意見を述べ
- ② これに対し、経済財政諮問会議は、政策評価の重要対象分野等を提示する
- ③ 総務大臣は当該提示を踏まえた評価の実施を推進する。

とされていることから、11月26日、政策評価・独立行政法人評価委員会から答申が行われました。

平成19年度重要対象分野

- －経済財政諮問会議提示(平成19年11月26日)－
- －政策評価・独立行政法人評価委員会答申(平成20年11月26日)－
- －経済財政諮問会議へ評価結果等を報告－

1 少子化社会対策に関連する、

- ① 育児休業制度(厚生労働省)
- ② 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組(厚生労働省、内閣府)
- ③ 子育て支援サービス(厚生労働省、文部科学省)

2 若年者雇用対策(厚生労働省、文部科学省、経済産業省)

※ 農地政策については、新たな施策に係る所要の措置が講じられた後に適切なタイミングで評価を実施。

平成20年度重要対象分野

- －政策評価・独立行政法人評価委員会答申(平成20年11月26日)－
- －経済財政諮問会議へ選定等について意見－

1 地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険(国土交通省、財務省)

2 医師確保対策(厚生労働省、文部科学省)

平成19年度の政策評価の重要対象分野の評価結果等

1 少子化社会対策に関連する施策

① 育児休業制度(厚生労働省)

政策課題を巡る状況

- ◇仕事を持っている女性の約7割は、出産を機に退職。うち約3割は継続就業を希望
- ◇育児休業を利用して仕事を続けている女性の割合は着実に増加。しかし、継続就業率は過去20年間ほとんど変化なし
- ◇継続就業の環境が必ずしも整っていない非正規雇用者は増加。例えば子育て期に当たる25歳から34歳までの女性労働者の約4割は非正規雇用者

関係府省の評価(主な事項)

(厚生労働省)

- ◆女性の育児休業取得率が上昇(平成14年度64%→19年度89%)しているものの、継続就業率が伸びないため、短時間勤務等のより柔軟な働き方を主体的に選べるような制度の導入を検討
- ◆期間雇用者(注1)の育児休業取得率は51.5%であるが、同雇用者の育児休業を規定している企業は半数に満たないため、取得要件の周知徹底を強化
- ◆企業の取組を促進するため、一般事業主行動計画(注2)の公表義務付けを予定

課題

- ◆育児休業取得率では、継続就業を希望しながら退職を余儀なくされている女性数全体とその充足状況は、測ることができないため、それらの把握が必要
- ◆期間雇用者の継続就業の希望の有無が不明のため、その実態把握と育休取得の阻害要因の分析が必要
- ◆一般事業主行動計画と企業の労働条件の実績とは必ずしも合っていないため、企業の労働条件の実績を公表する仕組み導入の有効性の検証が必要

(注)1 育児休業の取得の対象となる期間雇用者とは、申出時点において、①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あり、かつ②子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く)のこと。
2 一般事業主行動計画とは、企業が次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき策定することとされている、仕事と家庭の両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための計画のこと。

1 少子化社会対策に関連する施策

② 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組(厚生労働省、内閣府)

政策課題を巡る状況

- ◇労働者全体の総実労働時間は減少傾向
- ◇パート労働者を除く労働者の所定外労働時間が6年連続で上昇(平成13年度155時間→19年度192時間)
- ◇過労死等の労災支給決定件数も増加傾向(平成15年度314件→19年度392件)

関係府省の評価(主な事項)

(厚生労働省)

- ◆週労働時間60時間以上雇用者の割合は減少。
今後10年間でその割合の半減を目指す
* 平成15年12%→19年10%
- ◆30歳代の男性の週労働時間60時間以上雇用者の割合は高止まりしているため、企業の労働時間短縮の取組に助成金を上乘せ
* 30歳代男性の週労働時間60時間以上雇用者の割合20%
(平成19年)

(内閣府)

- ◆少子化社会対策の普及・啓発のためのシンポジウム参加者数などの数値目標を達成
* 「家族・地域の絆の再生に関するシンポジウム」の参加者数326人(目標200人)



課題

- ◆減少している週労働時間60時間以上の雇用者の割合だけではなく、増加傾向にあるパート労働者を除く労働者の所定外労働時間や過労死等の労災支給決定件数などの指標を基に労働時間に係る課題の全体像の把握が必要
- ◆一般的に助成金という手法は、対象企業に対するカバー率が小さく、必ずしも他の企業への波及効果を伴うものではないため、別途、効果が広範に及ぶような政策手段の検討が必要
- ◆世論調査の結果では、ワーク・ライフ・バランスの国民認知度は1割に満たないため、国民の認知度を基にした評価が必要

1 少子化社会対策に関連する施策

③ 子育て支援サービス(厚生労働省、文部科学省)

政策課題を巡る状況

- ◇保育所の待機児童数は4年連続減少した後、平成20年に増加に転じ、現在約1.9万人
- ◇待機児童数全体の8割を低年齢児(0～2歳)が占めるほか、8割を84市区町村(全市区町村の約4%)が占め、待機児童の多い地域が固定化
- ◇「新待機児童ゼロ作戦」(平成20年2月)では、保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化等、取組の強化を図ることとされている。

関係府省の評価(主な事項)

(厚生労働省)

- ◆保育サービスの提供については、現にいる待機児童の解消から、潜在需要への対応に方針転換

(厚生労働省、文部科学省)

- ◆一時保育、幼稚園の子育て支援活動、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の各種保育サービスの量的な拡大は進み(例:放課後児童クラブ 平成15年1.3万か所→19年1.6万か所)、利用者の満足度もおおむね高い。
- ◆保育サービスの多様化を図るために現在推進されている認定こども園、家庭的保育、事業所内保育施設については、設置数はなかなか増えていない。

課題

- ◆潜在需要の把握に当たっては、家族類型、自己負担額、利用条件等を考慮することが必要
- ◆各種保育サービスの未実施地域を含めた潜在的なニーズ及びその充足状況の把握が必要
- ◆現在推進されている認定こども園、家庭的保育、事業所内保育施設について、設置数が増えない原因の掘り下げた分析が必要



2 若年者雇用対策(厚生労働省、文部科学省、経済産業省)

政策課題を巡る状況

- ◇フリーター数はピーク時の217万人(平成15年)から181万人(19年)まで減少
- ◇しかし、フリーターの若年者人口に対する割合の減少は小幅 * 15年6.4%→19年5.9%
- ◇特に、年長フリーター(25~34歳)は、15歳~24歳のフリーターに比べ改善に遅れ
 - * 平成15年から19年に15~24歳のフリーター数は119万人から89万人へと30万人減少したが年長フリーターは98万人から92万人へと6万人の減少にとどまる
- ◇ニート数(平成19年62万人)は若干減少しているが、若年者人口に対する割合は2%前後で横ばい * 15年1.9%→19年2.0%
- ◇ニートの定義を外れる30歳代後半の無業者は増加 * 平成15年15万人→19年19万人

関係府省の評価(主な事項)

(厚生労働省)

- ◆ジョブカフェやハローワーク等を通じた支援サービスにより、3年間で80万人超のフリーターの就職を実現。サービスを受けた若者は高い確率で就職している状況
 - * 平成16年度からの4年間でジョブカフェを通じ約32.3万人が就職。ハローワークによるフリーター常用就職支援事業で17年5月からの約3年間で50万人超が就職
- ◆フリーターに占める低学歴層(中・高卒)の割合が高い(64%)ほか、求職活動において女性は男性に比べ積極的でない状況
 - * フリーターの男女比(45:55)が、ハローワークでの求職活動において逆転(54:46)
- ◆若者自立塾等のニート支援策は、ニートの自立化に一定の効果
 - * 若者自立塾を平成17年度からの3年間で約1,800人が利用、修了者の6割程度が就労

(文部科学省)

- ◆キャリア教育等の参加生徒・学生の満足度が高いことが明らかになる一方、教育効果の把握方法の確立が課題

(経済産業省)

- ◆ジョブカフェモデル事業(平成16年度~18年度)により3年間で約15.8万人の就職を実現。国による支援終了後の利用者・就職者はともに前年比10%程度減少
 - * 20地域中15か所で利用者減、13か所で就職者減。就職者数では、群馬県の▲34%をはじめ石川県、茨城県、北海道、岐阜県、福岡県、新潟県でおおむね20%減少

課題

- ◆支援サービスの認知度、サービスの充足状況、就職後の定着状況等の把握を通じ、より多くのフリーターへの支援サービスの普及及び職場定着を促進する効果的な施策を見極めることが課題
- ◆フリーター固定化が懸念される低学歴層や女性のフリーターに効果的な施策の検証が課題
- ◆支援サービスの認知度、サービスの充足状況等の把握を通じた、より多くのニートへの支援サービスの普及が課題
- ◆キャリア教育等のうちモデル事業については、実施前後及び事業未実施対象との比較により評価することが必要
- ◆就職者数等が特に減少した地域について、国の支援終了の影響を把握し、支援が必要かどうかの検討が必要

平成20年度の政策評価の重要対象分野の選定等

1 地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険(国土交通省、財務省)

阪神・淡路大震災など我が国は、これまで大きな震災を経験しており、地震被害の軽減に大きな効果がある耐震化と地震保険の普及は緊要な課題

背景事情

- ◇地震における建築物の倒壊は、死者・被災者の発生と火災等による被害拡大の大きな要因
 - * 阪神・淡路大震災では、犠牲者6,400人の約8割が建物倒壊。被害額9.9兆円の約6割が建築物被害
- ◇また、仮設住宅、公営住宅など社会全体のコストの増大要因
 - * 阪神・淡路大震災では、仮設住宅に約1,400億円(4.8万戸)。公営住宅を3.2万戸建設
- ◇「建築物の耐震化」は、死者・建築物被害の減少とその後の社会全体のコストを最小限に抑える根幹的な政策
- ◇「地震保険」は、被災者の生活再建のための重要な政策
- ◇しかし、両政策は、国民の自助努力によるものであることから、なかなか普及していない
 - * 住宅総数の25%(1,150万戸)の耐震化が不十分と推計
 - * 地震保険の加入世帯数は全世帯の21.5%(1,126万世帯)

評価の必要性

- ◆被災者の生活再建を円滑に行うとともに、地震被害と社会全体のコストを軽減する観点から、家庭や企業において建築物の耐震化及び地震保険の普及が進まない要因を明らかにすることにより、その普及に資する

評価の視点

- 1 建築物の耐震化(国土交通省)
 - (1) 建築物の耐震化の効果
 - (2) 建築物の耐震化促進のための施策の効果
 - (3) 被災者支援策が建築物の耐震化に及ぼす効果
 - (4) 耐震技術の開発及び普及等
 - (5) 建築物の耐震化促進のための代替案の検討
 - (6) 建築物の耐震化への関心の低い者に対する効果的なアプローチ

- 2 地震保険(財務省)
 - (1) 地震保険の効果
 - (2) 地震保険加入促進のための施策の効果
 - (3) 保険内容が地震保険加入に及ぼす影響
 - (4) 被災者支援策が地震保険加入に及ぼす影響
 - (5) 地震保険の加入促進のための方策の検討

2 医師確保対策(厚生労働省、文部科学省)

医師確保対策は、国民の生命に直接結び付く課題であり、現在、政府の喫緊の課題

背景事情

- ◇医療提供体制については、国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内にするとの基本方針の下、抜本的構造改革を総合的・段階的に実施する観点から、医師養成数の削減等の措置がとられてきた。
- ◇しかし、近年、医師が不足している地域及び診療科が顕在化したことから、政府は、本格的な医師確保対策を講じており、医学部定員についても、早急に過去最大程度まで増員するとの方針が示されている。
 - * 医学部定員 昭和56年8,280人→平成19年7,625人→21年8,486人
- ◇医師の総数については、政府が主に医師の需給見通しに基づいて、医師養成数を調整することにより制御する一方、開業・勤務については、医師の自由意思が反映されるものとなっていることから、地域間・診療科間に偏在が生じている。
 - * 二次医療圏(注)別10万人当たり従事医師数(平成18年) 東京都区中央部1,173.5人 宮城県黒川70.5人
 - * 医師数の推移(平成6年を1とした19年の指数) 総数1.19 小児科1.10 産婦人科0.88 外科0.87

評価の必要性

- ◆地域間・診療科間の医師偏在の是正を見据えた適正な医師数を確保する観点から、医師養成数の調整、地域間・診療科間の医師の偏在を是正する施策の検証等を行うことにより、今後の医師確保対策の在り方の検討に資する

評価の視点

- 1 医師数の決定方法
 - (1) 必要な医師数の基準
 - (2) 医師養成数の調整方法
 - (3) 医師の質の確保
- 2 医師の偏在を是正する政策
 - (1) 地域間及び診療科間の医師の偏在を是正する施策
 - (2) 医師の偏在を是正するための諸施策の検討

(注) 二次医療圏とは、都道府県が医療法(昭和23年法律第205号)に基づき、地理的条件等の自然的条件や日常生活の需要の充足状況等を考慮して、一般の病床の整備を図るべき地域的単位として定める区域のこと。

[本件連絡先]

総務省 行政評価局 政策評価官室

政策評価官： まつばやし ひろき 松林 博己 (内線：9132)
調査官： はむろ まさふみ 羽室 雅文 (内線：9671)
総括評価監視調査官： やまぐち しんや 山口 真矢 (内線：9139)
上席評価監視調査官： かしわお りんや 柏尾 倫哉 (内線：9135)

電話 (直通) 03-5253-5429
(代表) 03-5253-5111
(FAX) 03-5253-5464
(E-mail) kans1027@soumu.go.jp

経済財政改革の基本方針 2007（抄）

（平成19年6月19日閣議決定）

第3章 21世紀型行財政システムの構築

3. 予算制度改革

【改革のポイント】

4. 政策評価を予算の効率化等に適切に反映する。

【具体的手段】

（4）政策評価の機能の発揮

平成19年末から次の方法で経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する。

- ① 総務大臣は、各府省の評価の実施状況に関する「政策評価・独立行政法人評価委員会」の調査審議を踏まえ、毎年末、経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等について意見を述べる。
- ② これに対し、経済財政諮問会議は、政策評価の重要対象分野等を提示する。総務大臣は当該提示を踏まえた評価の実施を推進する。